⑵　満期保有目的の債券の決算日後における償還予定額

区　　分	1 年 以 内	1年超5年以内	5年超10年以内	10　年　超
①国債	900,000,000円	400,000,000円	600,000,000円	—円
②地方債	100,000,000円	487,440,000円	400,000,000円	—円
合　　計	1,000,000,000円	887,440,000円	1,000,000,000円	—円

3．金融商品関係

⑴　金融商品の状況に関する事項

①　金融商品に対する取組方針

当法人は、貸付業務及び保証業務を行っております。これらの業務を実施するため、鹿児島県からの借入（特別転貸債）及び国、県、奄美群島内市町村からの出資金により資金を調達しております。

②　金融商品の内容及びそのリスク

当法人が保有する金融資産は、主として奄美群島内の法人及び個人に対する貸付金及び保証債務（以下「貸付金等」という。）であり、貸付先等の財務状況の悪化等による信用リスクを有しております。また、貸付金利は固定金利、保証料率は固定料率であることから金利変動リスクを有しております。

有価証券及び投資有価証券は、独立行政法人通則法第47条の規定等に基づき、国債、地方債のみを満期保有目的で保有しており、金利変動リスク、価格変動リスクを有しております。

借入金の使途は貸付財源の一部であり、金利変動リスクを有しております。

③　金融商品に係るリスク管理体制

⑺　信用リスクの管理

当法人は、当法人の業務規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸付金等について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運用しております。これらの与信管理は、業務課及び管理課により行われ、また定期的に審査委員会や債権管理委員会を開催し、審議・報告を行っております。さらに与信管理の状況については、総務企画課がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務企画課において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

⑴　金利リスクの管理

予め業務方法書等により定められた方法により利率を決定しております。

⑼　資金調達に係る流動性リスクの管理

当法人は、主務大臣により認可された資金計画に従って、資金調達を行っております。

⑵　金融商品の時価に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

（単位：円）

	貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
①現金及び預金	2,673,629,607	2,673,629,607	—
②有価証券・投資有価証券	2,883,941,603	2,934,825,455	50,883,852
③貸付金	6,620,889,847		
貸倒引当金	△ 1,411,402,510		
	5,209,487,337	5,254,837,039	45,349,702
④求償権	2,321,384,959		
求償権償却引当金	△ 1,650,779,787		
	670,605,172	670,605,172	—
資　　産　　計	11,437,663,719	11,533,897,273	96,233,554
⑤長期借入金（１年以内返済予定を含む）	(247,230,190)	(249,119,508)	(1,889,318)
負　　債　　計	(247,230,190)	(249,119,508)	(1,889,318)

	時　　価
その他	
⑥債務保証契約	177,801,663

㈱　金融商品の時価の算定方法に関する事項

①　現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

②　有価証券・投資有価証券

有価証券・投資有価証券の時価は、決算日における市場価格によっております。

③　貸付金

固定金利であることから、貸付金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

④　求償権

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

⑤　長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

⑥　債務保証契約

保証料は固定料率であることから、保証の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、保証料の将来の受取見込合計額を同様の新規保証を行った場合に想定される保証料率で割り引いて時価を算定しております。

4．賃貸等不動産の時価等関係

該当する事項はありません。

重要な債務負担行為

該当する事項はありません。

重要な後発事象

該当する事項はありません。